



県章

群馬県報

平成29年
11月28日(火)
第9554号

目次

	ページ
告 示	
○銃猟禁止区域の設定の告示の一部改正(自然環境課)	2
○同	2
○解除予定保安林(森林保全課)	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課)	3
○開発工事の完了(建築課)	3
監査委員公告	
○監査結果の公表	4
収用委員会公告	
○収用の裁決手続の開始決定	9

■ 告 示

◎群馬県告示第324号

銃猟禁止区域の設定の告示(昭和49年群馬県告示第615号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成29年11月28日

群馬県知事 大澤 正 明

1の項から3の項までを削り、次の表を加える。

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
高原千葉村特定猟具使用禁止区域	利根郡みなかみ町の一部で、赤谷地内の町道千葉村線と県道相俣湯原線との交点を起点とし、これから同県道を北西に進んで国有林と民有林の境界線との交点に至り、これから同境界線を北東及び南西に進んで林間キャンプ場の東側作業道との交点に至り、これから同作業道を南に進んで町道千葉村線との交点に至り、これから同町道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域(22ヘクタール)	永年	銃器
バラギ特定猟具使用禁止区域	吾妻郡嬭恋村の一部で、村道大平バラギ線と村道大沼バラギ線との交点を起点とし、これから村道大沼バラギ線を西に進んで茨木レクリエーションの森界との交点に至り、これから同森界を南西に進んで宇田沢に至り、これから宇田沢沿いの茨木レクリエーションの森界を北西に進んで群馬県と長野県との県境に至り、これから同県境を北に進んで浦倉山山頂でバラギスポーツ林界に至り、これから同林界を東及び南に進んで宮沢との交点に至り、これから同沢を東に進んで村道大平バラギ線に至り、これから同村道を南東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域(680ヘクタール)	永年	銃器

◎群馬県告示第325号

銃猟禁止区域の設定の告示(昭和59年群馬県告示第822号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成29年11月28日

群馬県知事 大澤 正 明

表中バラギ銃猟禁止区域の項を削る。

◎群馬県告示第326号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成29年11月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 甘楽郡下仁田町大字南野牧字切岩9995の3(国有林)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成29年11月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成29年11月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人みらい工房
- 3 代表者の氏名 柿沼達朗
- 4 主たる事務所の所在地 太田市前島町93番地3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、障害者の方など社会的な弱者となる人々に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護タクシー事業、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成29年11月28日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字南玉732-1、735-2	東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブーン・イレブン・ジャパン 代表取締役 古屋一樹
2	佐波郡玉村町大字上新田字南西耕地401-1、401-4、403-2	高崎市大八木町734番地 群栄化学工業大八木社宅F201号 富田昌樹
3	安中市宿字道々巻90-1、90-7、90-11、90-12、92-1、92-2、93-1、93-4、93-11、94-1、95-1、96-1、96-2、97-1、97-2、97-3、98-1、98-2、98-3、98-4、102-2、102-3、105-1、105-2、字柳町111-1、111-6、111-11、112-3、118-1、184-1、184-7、字宮街道北961-2、961-4、972-1、972-2、972-3、973-3、973-4、9	安中市原市1433番地1 株式会社ホージュン 代表取締役 中村元三

	75-2、976-1、976-4、978-6、978-7	
4	邑楽郡板倉町大字海老瀬字北7184-1	邑楽郡板倉町大字海老瀬2129番地 有限会社坂田製作所 代表取締役 坂田輝雄
5	邑楽郡邑楽町大字中野字久保林2202-7	邑楽郡邑楽町大字中野1945番地57 AK Iハウス中野V101号室 吉田篤寿、吉田瑞華
6	邑楽郡邑楽町大字鶴字大道端1164-4、1164-4先水路	館林市富士原町1241番地の279 ジェル メA-102 岡田修一、岡田有希子
7	邑楽郡明和町矢島1516-1、1517	邑楽郡明和町新里639番地5 エレガンテク ローネB201 篠木陵
8	邑楽郡千代田町大字新福寺字道南414-5	邑楽郡千代田町大字新福寺412番地の3 株式会社斉藤農園 代表取締役 齋藤裕明

■ 監査委員公告

◎監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、第9回（平成27～28年度）工事に係る行政監査の結果に基づき、群馬県知事から講じた措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年11月28日

群馬県監査委員 丸山 幸男
同 林 章
同 橋爪 洋介
同 星名 建市

第1 監査の結果の報告

第9回（平成27～28年度）工事に係る行政監査の結果については、平成29年3月30日に県議会議長及び知事に報告（平成29年4月7日付け群馬県報号外第1号で公表）した。

第2 監査のテーマ

工事の監督業務について

第3 講じた措置

監査対象機関	環境森林部
監査結果の公表年月日	平成29年4月7日（群馬県報号外第1号）
監査の結果 （報告書抜粋）	第3 監査の結果及び意見 3 実地調査の結果 (2) 監査の結果及び意見 ア 監督員の執行体制について （調査結果の概要） 群馬県建設工事監督員の指定事務の取扱要領4の二のイの規定による重要構造物における配筋検査等の段階確認が書面により確認できなかった工事が2件見受けられた。

	(検討を要する事項) 複数監督員体制の工事では、重要構造物における配筋検査等の段階確認において、共同して業務を遂行した経緯を明らかにするため、工事現場での確認方法又は様式の取扱いを見直すことについて検討を要望する。
講じた措置	重要構造物における段階確認においては、共同して業務を遂行した経緯を明らかにするため、群馬県土木工事標準仕様書の別記様式第7号「段階確認表」の改定が行われたことから、その内容について関係所属に通知した。
監査の結果 (報告書抜粋)	第3 監査の結果及び意見 3 実地調査の結果 (2) 監査の結果及び意見 イ 契約の履行確認等について (調査結果の概要) 群馬県建設工事の監督に関する規程第6条の規定による段階確認の一部の実施が確認できなかった工事が2件見受けられた。 (改善を要する事項) 段階確認は、工事が設計図書のとおり行われているかどうかを確認するために必要な立会検査の一つであることから、監督員は、指定された種別の確認項目を必要な時期に確実に確認し、段階確認として書類の提出を求める必要がある。
講じた措置	段階確認においては、現行の規程等を遵守し、監督員業務を適切に遂行するよう関係所属に通知した。
監査の結果 (報告書抜粋)	第3 監査の結果及び意見 3 実地調査の結果 (2) 監査の結果及び意見 イ 契約の履行確認等について (調査結果の概要) 群馬県建設工事の監督に関する規程第7条の規定による指示等を行った書面の一部が確認できなかった工事が18件見受けられた。 (検討を要する事項) 工事打合せ書は、工事実施において、監督員と受注者との工事施工の指示事項、承諾事項又は協議事項等、双方でのやり取りを記録するためのものであることから、書面により協議内容を確認し、保管するよう要望する。
講じた措置	工事打合せ書による協議及び保管においては、現行の規程等を遵守するよう関係所属に通知した。
監査の結果 (報告書抜粋)	第3 監査の結果及び意見 3 実地調査の結果 (2) 監査の結果及び意見 イ 契約の履行確認等について (調査結果の概要) 群馬県建設工事工程管理要領第2条の規定による工事工程報告書の提出が確認できなかった工事が4件見受けられた。 (検討を要する事項) 各工事ごとに提出された工事工程報告書の取扱いが相違しており、確認できなかった工事があったことから、工事工程報告書において、統一した取扱いが行われるよう管理方法を見直すことについて検討を要望する。
講じた措置	工事工程報告書においては、統一した取扱いが行われるよう要領等の改定が行われたことから、その内容について関係所属に通知した。
監査の結果 (報告書抜粋)	第3 監査の結果及び意見 3 実地調査の結果

	<p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>ウ 計画的な発注内容及び工期設定について (調査結果の概要)</p> <p>設計内容について事前の調査、調整が不足していたことにより大幅な増額変更がされていた工事が1件、また、関係者との事前協議が不足していたことや工事内容を考慮せずに標準工期により工期を設定したため大幅な工期延期がされていた工事が5件見受けられた。</p> <p>(検討を要する事項)</p> <p>事業の目的を厳正にとらえ、事前の調査や調整を十分に行い、正確な設計による計画的な発注を行うとともに、適切な工期設定を行うよう要望する。</p>
講じた措置	適切な工期設定をするとともに発注前における事前調査及び事前協議を適切に実施するよう関係所属に通知した。

監査対象機関	農政部
監査結果の公表年月日	平成29年4月7日(群馬県報号外第1号)
監査の結果 (報告書抜粋)	<p>第3 監査の結果及び意見</p> <p>3 実地調査の結果</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>イ 契約の履行確認等について (調査結果の概要)</p> <p>群馬県建設工事の監督に関する規程第6条の規定による段階確認の一部の実施が確認できなかった工事が1件見受けられた。</p> <p>(改善を要する事項)</p> <p>段階確認は、工事が設計図書のとおり行われているかどうかを確認するために必要な立会検査の一つであることから、監督員は、指定された種別の確認項目を必要な時期に確実に確認し、段階確認として書類の提出を求める必要がある。</p>
講じた措置	段階確認の実施及び書類の取扱いにおいては、規程等を遵守し、監督員業務の適切な執行について、更なる徹底を図るよう関係所属に通知した。
監査の結果 (報告書抜粋)	<p>第3 監査の結果及び意見</p> <p>3 実地調査の結果</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>イ 契約の履行確認等について (調査結果の概要)</p> <p>群馬県建設工事の監督に関する規程第7条の規定による指示等を行った書面の一部が確認できなかった工事が6件見受けられた。</p> <p>(検討を要する事項)</p> <p>工事打合せ書は、工事実施において、監督員と受注者との工事施工の指示事項、承諾事項又は協議事項等、双方でのやり取りを記録するためのものであることから、書面により協議内容を確認し、保管するよう要望する。</p>
講じた措置	工事打合せ書による協議内容の確認及び保管においては、規程等を遵守し、監督員業務の適切な執行について、更なる徹底を図るよう関係所属に通知した。

監査対象機関	県土整備部
監査結果の公表年月日	平成29年4月7日(群馬県報号外第1号)
監査の結果 (報告書抜粋)	<p>第3 監査の結果及び意見</p> <p>3 実地調査の結果</p>

	<p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>ア 監督員の執行体制について (調査結果の概要) 群馬県建設工事監督員の指定事務の取扱要領4の二のイの規定による重要構造物における配筋検査等の段階確認が書面により確認できなかった工事が28件見受けられた。</p> <p>(検討を要する事項) 複数監督員体制の工事では、重要構造物における配筋検査等の段階確認において、共同して業務を遂行した経緯を明らかにする必要があるため、工事現場での確認方法又は様式の取扱いを見直すことについて検討を要望する。</p>
講じた措置	重要構造物における配筋検査等の段階確認においては、共同して業務を遂行した経緯を明らかにするため、群馬県土木工事標準仕様書の別記様式第7号「段階確認表」に監理監督員の確認欄を新たに追加し、関係所属に通知した。
監査の結果 (報告書抜粋)	<p>第3 監査の結果及び意見</p> <p>3 実地調査の結果</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>イ 契約の履行確認等について (調査結果の概要) 群馬県建設工事の監督に関する規程第6条の規定による段階確認の一部の実施が確認できなかった工事が2件見受けられた。</p> <p>(改善を要する事項) 段階確認は、工事が設計図書のとおり行われているかどうかを確認するために必要な立会検査の一つであることから、監督員は、指定された種別の確認項目を必要な時期に確実に確認し、段階確認として書類の提出を求める必要がある。</p>
講じた措置	段階確認においては、現行の規程等を遵守し、監督員業務の適切な遂行の更なる徹底を図るよう関係所属に通知した。
監査の結果 (報告書抜粋)	<p>第3 監査の結果及び意見</p> <p>3 実地調査の結果</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>イ 契約の履行確認等について (調査結果の概要) 群馬県建設工事の監督に関する規程第7条の規定による指示等を行った書面の一部が確認できなかった工事が38件見受けられた。</p> <p>(検討を要する事項) 工事打合せ書は、工事実施において、監督員と受注者との工事施工の指示事項、承諾事項又は協議事項等、双方でのやり取りを記録するためのものであることから、書面により協議内容を確認し、保管するよう要望する。</p>
講じた措置	工事打合せ書による協議及び保管においては、現行の規程等を遵守するよう関係所属に通知した。
監査の結果 (報告書抜粋)	<p>第3 監査の結果及び意見</p> <p>3 実地調査の結果</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>イ 契約の履行確認等について (調査結果の概要) 群馬県建設工事工程管理要領第2条の規定による工事工程報告書の提出が確認できなかった工事が9件見受けられた。</p> <p>(検討を要する事項) 各工事ごとに提出された工事工程報告書の取扱いが相違しており、確認できなかった工事があったことから、工事工程報告書において、統一した取扱いが行われるよう管理方法を見直すことについて検討を要望する。</p>

講じた措置	工事工程報告書においては、統一した取扱いが行われるよう要領等を改定し、関係所属に通知した。
監査の結果 (報告書抜粋)	<p>第3 監査の結果及び意見</p> <p>3 実地調査の結果</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>ウ 計画的な発注内容及び工期設定について (調査結果の概要)</p> <p>設計内容について事前の調査、調整が不足していたことにより大幅な増額変更がされていた工事が3件、また、関係者との事前協議が不足していたことや工事内容を考慮せずに標準工期により工期を設定したため大幅な工期延期がされていた工事が5件見受けられた。</p> <p>(検討を要する事項)</p> <p>事業の目的を厳正にとらえ、事前の調査や調整を十分に行い、正確な設計による計画的な発注を行うとともに、適切な工期設定を行うよう要望する。</p>
講じた措置	適切な設計及び工期設定においては、現行の通知を遵守するとともに更なる徹底を図るためチェックリストの項目を見直し、より一層の審査体制の強化を図るよう関係所属に通知した。

監査対象機関	企業局
監査結果の公表年月日	平成29年4月7日(群馬県報号外第1号)
監査の結果 (報告書抜粋)	<p>第3 監査の結果及び意見</p> <p>3 実地調査の結果</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>ア 監督員の執行体制について (調査結果の概要)</p> <p>群馬県建設工事監督員の指定事務の取扱要領3及び7の規定による監督員の指定事務が適正でなかった工事が4件見受けられた。</p> <p>(改善を要する事項)</p> <p>監督員は、契約の適正な履行を確認する目的のため発注者から委任を受けた重要な役割を担う者であることから、監督員要領に基づき、監督員の指定及び変更を行い、適正な監督員の執行体制を確立する必要がある。</p>
講じた措置	監督員の体制においては、現行の要領を遵守し、工事の監督業務を適切に遂行するよう改めて関係所属に通知した。
監査の結果 (報告書抜粋)	<p>第3 監査の結果及び意見</p> <p>3 実地調査の結果</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>イ 契約の履行確認等について (調査結果の概要)</p> <p>群馬県土木工事標準仕様書に基づく提出書類の管理が不備であった工事が1件見受けられた。</p> <p>(改善を要する事項)</p> <p>施工中に提出される書類は、良好な工事の進捗に必要な不可欠なものであることから、監督員は、群馬県土木工事標準仕様書に基づき適切な時期に受注者から必要書類を提出させ、その確認を行い、確実に保管する必要がある。</p>
講じた措置	契約の履行確認等においては、群馬県土木工事標準仕様書に基づき、適切な確認と確実な保管について徹底するよう改めて関係所属に通知した。
監査の結果	第3 監査の結果及び意見

(報告書抜粋)	<p>3 実地調査の結果</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>イ 契約の履行確認等について (調査結果の概要)</p> <p>群馬県建設工事の監督に関する規程第7条の規定による指示等を行った書面の一部が確認できなかった工事が3件見受けられた。</p> <p>(検討を要する事項)</p> <p>工事打合せ書は、工事実施において、監督員と受注者との工事施工の指示事項、承諾事項又は協議事項等、双方でのやり取りを記録するためのものであることから、書面により協議内容を確認し、保管するよう要望する。</p>
講じた措置	<p>工事打合せ書による協議及び保管においては、現行の規程等を遵守し、確実な保管を徹底するよう改めて関係所属に通知した。</p>

■ 収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成29年11月28日

群馬県収用委員会会長 戸所 仁 治

- 1 起業者の名称 群馬県
- 2 事業の種類 一般国道353号改築工事（上信自動車道・群馬県渋川市金井字下新田地内から同県吾妻郡東吾妻町大字岡崎字柏原地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
群馬県渋川市金井字東裏

地番	地目		地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定する面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
1916番1	畑	宅地	293	293.36	191.76

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
登記名義人 堀川昭二 上記法定相続人	(登録簿上の住所) 群馬県渋川市金井乙1970番地
法定持分4分の1 堀川和昭	群馬県渋川市金井1916番地1
法定持分4分の1 木暮義昭	住所不明 ただし、平成16年3月31日職権消除された住民票上の住所 群馬県渋川市行幸田88番地15 (居所) 群馬県渋川市金井2352番地31付近 (本籍住所) 群馬県渋川市行幸田88番地2
法定持分4分の1 堀川裕明	群馬県渋川市金井1916番地1
上記成年後見人 渡邊俊裕	群馬県高崎市下滝町334番地
法定持分4分の1 本多明美	群馬県前橋市下細井町349番地1 B-37号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年11月17日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
